

記載例

特別の法人 無期雇用就業者等報告書

「4 活動状況(国内)」、「6 収入状況(国内・国外)の「取扱業務等の区分」は、a家政婦(夫)、bマネキン、c調理師、d芸能家、e配せん人、fモデル、g医師、h保育士、i特定技能の在留資格に係る職業紹介については、職業分類番号によらず区分して記入する。

- 1 届出受理番号 21 -特- ○○○○○○
 2 事業所名
 3 活動状況(国内)

(1) 構成員のみを求人者とするもの (有効)3月末現在で有効のもの

取扱業務等の区分	① 求人				② 求職		③ 就職			
	有効求人人数	求人人数			有効求職者数	新規求職申込件数	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	1 人	4 人	0 人日	0 人日	2 人	3 件	0 件	1 件	0 人日	0 人日
h 職業の職業(美容・動物飼育・緑木・造園を含む)	6 人	0 人	2926 人日	0 人日	7 人	12 件	3 件	3 件	1724 人日	0 人日
計	4 人	4 人	2926 人日	0 人日	9 人	15 件	0 件	4 件	1724 人日	0 人日

職業分類番号を必ず記載
(令和4年4月14日改訂)

(新規)報告対象期間中に申込まれた求職の件数

(2) 構成員のみを求職者とするもの

取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	不明
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	人	不明
h 職業の職業(美容・動物飼育・緑木・造園を含む)	人	不明
計	0 人	0 人

(無期雇用就職者の離職状況)
 期間の定めのない雇用契約により就職した者で、就職後6か月以内に離職(解雇を除く)した者の数を記載
 なお、離職状況が不明な場合は「不明」欄に記載
 離職状況は、報告した就職件数に係る就職者の、就職6か月後の状況について確認してから報告するため、報告は1年遅れとなる。報告期間は「報告書を提出する年の前々年4月1日から前3月31日までの間に就職した者についての離職状況を記載

「延数」=雇用期間(実働日数ではなく)×人数
 (例)雇用期間4月1日~5月31日、求人2人の場合は、61×2=122人日と記載(雇用期間が1か月未満の場合は「日雇求人延数」欄に記載)

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

取扱業務等の区分	① 求人				② 求職		③ 就職			
	有効求人人数	求人人数			有効求職者数	新規求職申込件数	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
h 職業の職業(美容・動物飼育・緑木・造園を含む)	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
計	0 人	0 人	0 人日	0 人日	0 人	0 件	0 件	0 件	0 人日	0 人日

取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	不明
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	人	不明
h 職業の職業(美容・動物飼育・緑木・造園を含む)	人	不明
計	0 人	0 人

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

取扱業務等の区分	① 求人				② 求職		③ 就職			
	有効求人人数	求人人数			有効求職者数	新規求職申込件数	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	0 人	1 人	0 人日	0 人日	0 人	1 件	0 件	1 件	0 人日	0 人日
h 職業の職業(美容・動物飼育・緑木・造園を含む)	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
計	0 人	1 人	0 人日	0 人日	0 人	1 件	0 件	1 件	0 人日	0 人日

取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	不明
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	人	不明
h 職業の職業(美容・動物飼育・緑木・造園を含む)	人	不明
計	0 人	0 人

4 活動状況(国外) (相手国別・総計)

取扱業務等の区分	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職件数
		有効求人人数	求人人数	有効求職者数	新規求職申込件数	
計		0 人	0 人	0 人	0 件	0 件

5 職業紹介の業務に従事する者の数 2

職業紹介責任者も含む

6 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和〇年5月12日 10:00~16:00	2 人	〇〇協会が実施する職業紹介従事者向け講習会へ参加

職業紹介に従事する者に対して、職業紹介の適正な運営に資する研修や教育等を受けさせた場合に、その内容を記載(外部研修等も含む)

職業安定法第33条の3第2項において準用する同

令和 〇〇年 4月 18日
 ⑧氏名又は名称

厚生労働大臣 殿

<「人材サービス総合サイト」での情報提供が必要です>
 事業報告に記載した就職、離職状況や手数料表、返戻金制度の内容について情報提供(公表)してください。

記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（3の（1）から（3）までの④欄にあっては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、届出受理番号を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
 - (1) 3の（1）から（3）までの①の「求人数」及び③欄には、それぞれ「取扱業務等の区分」ごとに1ヶ年における求人及び就職数について、常用（4③欄にあっては「無期雇用」、「それ以外」）、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
 - (2) 3の（1）から（3）までの①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 3の（1）から（3）までの②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 3の（1）から（3）までの④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (5) 3の（1）から（3）までの欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
 - (1) 4の⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1ヶ年における求人、就職延数を記載すること。
 - (2) 4の⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4の⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ⑧欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。